

貯金等共通規定

1 規定の適用範囲

この規定は、当行の貯金に共通して適用する事項を規定します。この規定が適用となる貯金は、当該各規定にその旨の表記をします。

2 通帳等の提出

当行又は郵便局株式会社（郵便局株式会社が委託した者を含みます。）（次条第2項及び第4項において「当行等」といいます。）は、必要があるときは、通帳、貯金証書又は保管証（貯金証書の保管の取扱いの証をいいます。）（第4条において「通帳等」といいます。）の提出を求めることがあります。

3 証明資料の提示等

(1) 当行の貯金の取扱いに係る各種の請求又は届出をする者が、正当権利者であることを確認するため、当行の本支店若しくは出張所又は郵便局（郵便局株式会社が委託した者の事務所を含みます。）（以下「本支店等」といいます。）において当行所定の証明資料の提示を受ける方法その他当行所定の方法により確認を求めることがあります。

(2) 前項の場合において、当行等は、正当権利者であることを確認することができないときは、その相当と認める保証人の設定を求めることがあります。

(3) 相続人が、第1項の証明をする場合において、2人以上の相続人があるときは、請求又は届出をする者以外の相続人が同意する旨の書類を提出してください。

(4) 前3項により証明資料の提示等又は保証人の設定を求められた場合において、各種の請求又は届出をする者がこれに応じないときは、当行等は請求又は届出をする者がこれに応じるまでの間、請求又は届出を拒むことができるものとします。

4 元の通帳等の使用禁止

通帳等を再交付したときは、元の通帳、貯金証書又は保管証は、当行の貯金の利用に関してこれを使用することはできません。

5 貯金小切手

(1) 当行は、預金者の請求に基づき、貯金（振替貯金を除きます。）の払戻金の払渡しにつき、現金の交付に代えて、当行所定の方法により当行を支払人とする払戻金額を表示した小切手を振り出します。

(2) 小切手は、本支店等において振り出します。ただし、振出を行わない本支店等は当行所定の方法により公表します。

(3) 小切手は、記名式持参人払とします。ただし、申出がある場合は、記名式とすることができます。

(4) 振り出された小切手の支払を受けようとするときは、所持人は、その小切手の裏面

に住所を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、これを当行の本支店若しくは出張所又は郵便局（小切手の支払を行う郵便局に限ります。）に呈示してください。

6 払戻証書

(1) 払戻証書による払渡し

払戻証書と引換えに払戻金の払渡しを受けようとするときは、払戻証書の所定の欄に住所氏名を記入し、押印（又は署名）のうえ、これを本支店等（払戻金を払い渡すべき場所（以下この 及び において「払渡場所」といいます。）が指定されている払戻証書にあっては、その払渡場所）に提出してください。

指定された払渡場所と異なる本支店等において払戻金の払渡しを受けようとするときは、払戻証書を提示して当該本支店等に申し出てください。当行は、払渡場所の変更の手続をしたうえ、その旨を通知します。

払戻証書の有効期間は、その発行の日から6か月とします。

(2) 払戻証書の再交付等

払戻証書を失ったため又は汚染若しくはき損したため、その再交付を受けようとするときは、当行所定の請求書に記名押印（又は署名）し、払戻証書（払戻証書を失った場合を除きます。）を添えて本支店等に提出してください。この場合、相当の期間をおくことがあります。

払戻証書の有効期間が経過したためその再交付を受けようとするときは、当該証書の裏面の欄外余白に再交付請求をする旨及び住所を記入し、これに記名押印（又は署名）して本支店等に提出してください。この場合、相当の期間をおくことがあります。

払戻証書を再発行したときは、元の証書は、貯金の払戻しにこれを使用することはできません。

(3) 払戻金の払渡しの延期等

払戻証書による払戻金の払渡しを延期するときは、当該証書の表面にその事由及び延期すべき日数を記入し、かつ、日付印を押して返付します。この場合において、当該延期の事由が消滅して払渡しに支障がなくなったとき又はその延期期間の延長を必要とするときは、その旨を通知します。

(4) 払戻証書と引換えに払戻金を払い渡しましたうえは、払戻証書につき偽造、変造その他の事故があってもそれにより生じた損害については、当行及び郵便局株式会社（郵便局株式会社が委託した者を含みます。）は責任を負いません。

7 残高証明書の発行

(1) 当行は、預金者の請求に基づき、当行の定めるところにより、貯金の残高証明書を発行する取扱いをします。

(2) 前項の取扱いを受けようとするときは、当行所定の請求書に記名押印（又は署名）し、当行所定の料金（現金に限ります。）を添えて本支店等に提出してください。

8 成年後見人等の届出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助、保佐又は後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面により本支店等に届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面により本支店等に届け出てください。
- (3) 既に補助、保佐又は後見開始の審判を受けている場合、又は任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に届け出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消し又は変更等が生じた場合にも、同様に届け出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行及び郵便局株式会社（郵便局株式会社が委託した者を含みます。）は責任を負いません。

9 預入限度額超過時における貯金の払戻し等

- (1) 郵政民営化法に規定する預入限度額を超過した場合には、当該限度額以内に貯金を減額するために必要な限度において、当行所定の方法により貯金を払い戻すとともに、払戻証書を発行し、預金者であった者に送付します。
- (2) 当行は、届出のあった氏名、住所にあてて払戻証書を発送すれば足り、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

10 規定の改定

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を本支店等の窓口等に掲示する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上